

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

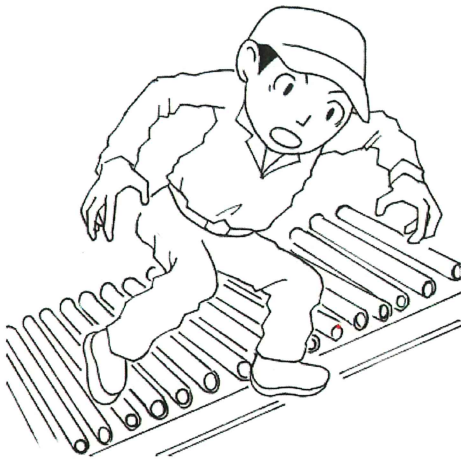
災害発生情報 No.156

令和7年9月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	その他の製造業	経験年数	35年	年 齢	50歳代
発生年月	令和7年7月		発生時刻	1時台	
発生状況	搬送装置のセンサー不調の為、装置内に進入した。 進入後に調整を行っていた際、停止中の搬送装置が急に稼働し、フレームの間に足首が挟まれ骨折した。				
負傷の程度／部位	骨折／足首		休業見込期間 若しくは死亡	2箇月	



1 原因

機械の運転を停止せず（電源を落とさず）、センサーの調整作業を行ったこと。

2 対策

機械の運転を停止して、不意に起動することを防ぎましょう。
機械の運転を停止したときは起動装置に錠を掛けるか、表示板を取り付け、他の人が起動させないようにしましょう。
また、表示板は脱落や見落としのおそれがありますので、施錠装置を併用することが望ましいです。

（参考通達：平成25年4月12日基発0412第13号）

（図はイメージ。「職場のあんぜんサイト」より。）

（参考）労働安全衛生規則（掃除等の場合の運転停止等）第107条

第1項 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

◆安全衛生の窓◆

最近では、災害発生情報No.150（令和7年2月）も、機械を停止せずにVベルトに挟まった異物を除去しようとしたところ、急に異物が外れて指を挟まれ切断した災害です。

他にも、異常停止した産業用ロボットの可動範囲内に立入り、異常となった原因を除去した瞬間にマニプレータ（アーム）に激突される災害もあります。

ある機械が停止してしまうと、やはりその原因を除去することをまず考えてしまいます。

しかし、異常停止した機械は見た目は停止していますが、原因を除去した瞬間に再稼働することを意識し、最初に機械の電源を落とし、運転停止させることが必要です。

機械への手指のはさまれ、巻き込まれ災害は、障害が残存する可能性があります。各級管理者のみならず、作業員自らも機械の掃除等の場合の運転停止の手順につきまして、改めてご確認ください。